

## 放課後児童保育室 入室のご案内

保護者が仕事で留守にするなど児童を保育できない場合に、小学校の授業終了後などに児童をお預かりします。

新座市では、17小学校区ごとに保育室を設置しています。

### 最新の保育室一覧

<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/93/hokagojidohoikushitsuichiran.html> (市ホームページ)

放課後保育室一覧はこちら



### 令和8年4月入室申請

- ◆ 電子申請 令和7年10月1日(水)から同年11月21日(金)午後11時59分まで
  - ※ 電子申請登録後、保育課に提出する書類があります。(郵送可) 詳しくは6ページ
- ◆ 郵送申請 令和7年10月1日(水)から同年11月21日(金)まで(保育課必着)
- ◆ 窓口申請(予約制) 令和7年11月17日(月)から同月21日(金)まで
  - 場所 市役所本庁舎2階 時間 午前9時から午後4時まで
  - ※ 窓口申請の予約受付は10月14日(火)からです。詳しくは6ページ
- ◆ 申請書提出ボックス 令和7年11月17日(月)から同月21日(金)まで
  - ※ 申請書類や、電子申請後の提出書類を提出できる申請書提出ボックスを設けます。
  - ※ 各出張所では受付できません。新規の方は各保育室での受付はできません。
  - ※ 申請期間終了後は、令和8年4月入室の受付はできません。

### 令和8年5月以降の入室申請 ※入室日は毎月1日です。月の途中からの入室申請はできません。

- ◆ 申請方法 電子又は郵送申請、保育課窓口(市役所本庁舎2階)で申請
  - ※ 5月以降の窓口申請は予約不要です。
  - ※ 郵送申請は各入室日の申請期間最終日必着。電子申請は最終日午後11時59分までに申請登録完了した分までとなります。電子申請の方は必要書類を翌日に投かん、又は保育課へ提出して下さい。
  - ※ 締め切りに間に合わなかった場合は、希望月の翌月以降の入室審査となります。申請期間内に余裕をもって申請をしてください。
  - ※ 入室日が休室日の場合、翌開室日からの入室となります。

入室日	申請期間	入室日	申請期間
5月1日	令和8年3月11日(水) ~4月10日(金)	10月1日	8月12日(水)~9月10日(木)
		11月1日	9月11日(金)~10月9日(金)
6月1日	4月13日(月)~5月8日(金)	12月1日	10月13日(火)~11月10日(火)
7月1日	5月11日(月)~6月10日(水)	令和9年1月1日	11月11日(水)~12月10日(木)
8月1日	6月11日(木)~7月10日(金)	2月1日	12月11日(金) ~令和9年1月8日(金)
9月1日	7月13日(月)~8月10日(月)	3月1日	1月12日(火)~2月10日(水)



新座市役所 保育課 (本庁舎2階)

住所 〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

電話 048-423-2735 (直通) 放課後児童保育係



# 保育室の保育時間と休室日

## 保育時間

平日	市内公立小学校の放課後から <u>午後7時まで</u>
土曜日	午前8時から <u>午後6時まで</u>
学校休業日	午前8時から <u>午後7時まで</u> （土曜日除く）

※ 学校休業日とは、市内公立小学校の学校休業日とし、春・夏・冬休み、県民の日、運動会・日曜参観日などの代休日です。

※ 昼食の提供はありません。土曜日や学校休業日で一日保育のときは、昼食の持参が必要です。

## 保護者の皆様への送迎に関するお願い

お願いを守れないときは、保育室の利用をお断りする場合があります。

- 1 車での送迎は禁止です（学校近辺での事故が懸念されること、路上駐車による近隣トラブルにつながるなどが理由です。）。
- 2 帰宅するときは、原則保護者の迎え（土曜日及び学校休業日は送迎）が必要です。  
午後6時前までは届出することによって、児童だけで登室、帰宅したり、途中退室後に再登室したりすることが可能です。この場合の事故等について、保育室が責任を負わないことに同意していただく必要があります。
- 3 午後6時を過ぎたら、保護者のお迎えが必要です。
- 4 習い事等から再登室する場合は午後6時までです。午後6時を超える場合は、保護者の方が直接習い事先に迎えに行くなどの対応をお願いします。
- 5 午後7時（土曜日は午後6時）が完全閉室です。時間に遅れないように厳守してください。

※ 保護者が就労などにより保育室を利用している場合は、就労時間が終わり次第、まずはお迎えに来ていただき、お子様と過ごす時間を大切にしてください。

## 休室日

日曜日、国民の祝日（振替休日等その他の休日を含む。）及び年末年始（12月29日～1月3日）です。

## 特別な事情により保育できない場合があります。

1. 台風、大雨、地震などの災害があったとき又はおそれがあるときは休室します。
2. お子さんが、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、はしか、風疹、おたふくかぜなどの伝染病にかかっているときは保育できない場合があります。
3. 学校が閉鎖された場合（集団感染のおそれがあるとき）は休室します。学年閉鎖、学級閉鎖の場合は、該当する学年、学級の児童の保育はできません。

※特別な事情による休室は、保育料の減免の対象ではありません。

# 保育料

保育料は、同一世帯（一般的には父母）の住民税の所得割額の合計により計算します。

保育料の月額は0円から12,000円で、新座市放課後児童保育室保育料基準表に基づき、決定します。

なお、同一世帯から児童が2人以上入室している場合、第2子以降の児童に係る保育料の月額は、第1子の保育料の2分の1となります。

新座市放課後児童保育室保育料基準表（概要）

保護者の属する世帯の区分		保育料の額 (児童1人当たり月額)	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0円	
C	A階層を除く市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯（市町村民税の均等割の額のみ課税世帯を含む。）	5,000円未満	3,000円
D		5,000円以上 50,400円未満	5,000円
E		50,400円以上 156,600円未満	8,000円
F		156,600円以上	12,000円

※保育料の算定方法など詳しくは、市ホームページの  
[放課後児童保育室保育料について](#)をご覧ください。



(<https://www.city.niiza.lg.jp/soshiki/93/houkagohoikuryou.html>)

## 保育料の納入方法

放課後児童保育室保育料の納入は、口座振替でお願いしております。

毎月の納入手続及び収納事務の効率化に御協力ください。

**口座からの振替日** 毎月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）



## 対象児童など

### 対象

新座市に住民登録がある、又は市内公立小学校に通学する小学1年生から4年生までの  
集団保育が可能な児童

### 入室条件

放課後児童保育室を利用するには、保護者のいずれかが次の1～4のいずれかに該当する  
必要があります。集団生活を体験したいという理由だけでは利用できません。

No.	保育の必要性の事由	備考
1	<u>保護者が就労</u> により常時家庭での 保育をすることができない	就労時間が週4日以上（月15日以上、日曜 日を除く。）かつ1日5時間以上で、 <u>午後4時 以降</u> に終了すること。
2	<u>保護者が疾病や障がい</u> により常時 家庭での保育をすることができない	保護者の出産、育児休業での入室は不可 （入室希望月内の就労復帰を除く。）
3	<u>保護者が病人などの介護・看護</u> をする ために常時家庭での保育をすることが できない	常時とは、※就労条件の「週4日以上（月15 日以上、日曜日を除く。）かつ1日5時間以 上で、午後4時以降に就労が終了すること」 に準じて保育ができない状況であることが 条件です。
4	<u>保護者が就学のため</u> 常時家庭での 保育をすることができない	



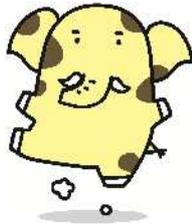
※ 申請時点で入室条件を満たさない場合（時短勤務で午後4時前に勤務終了する  
など）でも申請はできますが、入室時には就労時間や日数が条件を満たすよう  
に勤務時間等変更することが必要です。

※ 契約上の勤務時間ではなく、実際に勤務している時間で判断します（保育園入  
園や施設等利用給付認定の際の申請条件と異なります。）。

## 申込に必要な書類

申込みの際は、以下の書類を御用意ください。（新座市ホームページからダウンロード可）

入室申請に必要な書類		
対 象	No.	必 要 書 類
全ての方	1	新座市放課後児童保育室入室申請書（市指定の様式）
	2	家庭状況申告書（市指定の様式）
新規で入室 申請する方	3	口座振替依頼書（保育料の納入は、原則として口座振替でお願いしています。） ※口座振替が可能な金融機関(本店・各支店) みずほ信託銀行、城北信用金庫、飯能信用金庫 埼玉りそな銀行、みずほ銀行、りそな銀行、さらぼし銀行、三菱UFJ銀行、東和銀行、 三井住友銀行、武蔵野銀行、青木信用金庫、青梅信用金庫、川口信用金庫、西京信用金庫、 埼玉縣信用金庫、巣鴨信用金庫、多摩信用金庫、東京信用金庫、朝日信用金庫、西武信用金庫、 あさか野農協、東京あおば農協、中央労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）

<p>全ての方</p> <p>①～⑦のいずれかに該当する書類</p>	<p>4 保育を必要とする事由の説明書類</p>		<p>備考</p>
	①雇用されている方	(1)就労(内定)証明書 (2)シフト表(不規則勤務の場合)	<p>●就労(内定)証明書、就労状況申告書(自営業者用)、診断書(放課後児童保育室申請用)、介護・看護状況申告書は市指定の様式です。</p> <p>●兄弟姉妹分はコピー対応が可能です。</p> <p>●就労(内定)証明書及び診断書(放課後児童保育室申請用)については、証明日から3か月間を有効期間とします。</p> 
	②雇用が内定している方 ※就労状況を確認するため、就労開始後に、再度就労(内定)証明書の提出が必要です。	(1)就労(内定)証明書 (2)シフト表(不規則勤務の場合)	
	③自営業の方	(1)就労(内定)証明書 (2)就労状況申告書(自営業者用) (3)直近の確定申告書の写し等(自営業の証明となるもの)	
	④内職している方	(1)就労(内定)証明書 ※就労(内定)証明書の裏面を御確認ください。 (2)就労状況申告書(自営業者用) (3)発注等の実績を証明する書類	
	⑤疾病や障がいのある方	診断書(放課後児童保育室申請用)又は障がい者手帳の写し	
	⑥病人などの介護・看護をしている方	(1)介護・看護状況申告書 (2)被介護者・被看護者の診断書(任意の様式で可)又は障がい者手帳の写しなど	
⑦学校に通学している(する)方	(1)在学証明書又は合格通知書 (2)1週間の授業日数及び時間が分かる書類(授業のカリキュラム等)		
<p>該当する方</p> <p>※保護者(父母)いずれも該当します。</p>	<p>5 保育料を算定するための税書類</p>		<p>備考</p>
	<p>令和7年1月1日時点で新座市に住民登録がない方(4月～8月入室の方)</p> <p>●令和7年度住民税課税(非課税)証明書</p> <p>令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない方</p> <p>●令和8年度住民税課税(非課税)証明書 ※令和8年1月1日時点で住民登録がある市区町村で、令和8年6月以降に取得できます。取得次第、保育課に提出してください(郵送可)。</p> <p>※令和7年1月1日時点又は令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない方のうち申請時点では新座市に住民登録がある方は、入室申請書に個人番号を記載し申請時に次の(1)又は(2)のいずれかを確認可能な場合、住民税課税(非課税)証明書の提出は省略できます。</p> <p>※郵送による申請の場合、(1)及び(2)の本人確認書類については写しを御提出ください。 ※入室申請時点で新座市に住民登録がない方は、住民税課税(非課税)証明書の提出が必要となります。</p> <p>(1) 個人番号カード (2) 個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書及び本人確認書類(次のうち1点・運転免許証、旅券、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、在留カード等)又は次のうち2点(公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等)</p>	<p>●令和7年1月1日時点及び令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がある方は、個人番号の記載及び個人番号カード等(1)又は(2)の提出は不要です。</p> <p>●祖父母が同居(住民票は別世帯であっても同一家屋内に同居している場合を含む。)しており、保護者(父母)のいずれもが非課税で主たる生計者と認めることができない場合は、同居する祖父母の税書類が必要。</p> <p>●郵送による申請の場合に提出された個人番号カードや個人番号が記載された住民票の写し、本人確認書類等については、内容を確認後に破棄します。</p>	
<p>該当する方</p>	<p>6 その他必要な書類</p>		<p>備考</p>
	①満65歳未満の祖父母と同居している方(住民票は別世帯であっても、同一家屋内に同居している場合も含む。)	祖父母の保育を必要とする事由の説明する書類(就労証明書等) なお、入室条件については、父母と同様です。	●上記4保育を必要とする事由の説明書類を参考に用意してください。
	②障がいのある児童	障がい者手帳の写し	
	③生活保護を受給している世帯	受給証の写し	
	④新座市に転入届出前に申請する世帯 ※新座市に転入届を提出されましたら、保育課窓口又は電話連絡により御報告をお願いします。	転入予定の住所及び転入予定日が分かる売買契約書又は賃貸借契約書の写し	●すでに新座市内にある住居(祖父母宅等)に転入予定の方は、その住居の世帯主が、転入予定の住所、転入予定日、転入予定者全員の氏名を記入した申立書(様式自由)の提出が必要です。
⑤離婚を前提に別居中の方	(1)離婚調停中又は離婚裁判中であることを証明する書類(家庭裁判所からの調停期日通知書【夫婦関係調整事件】など)  (2)ひとり親であることの申立書	●提出できない場合は、別居中配偶者の保育を必要とする事由の説明書類や保育料を算定するための税書類の提出が必要となります。 ●別居中、離婚協議中、又は離婚が成立している場合でも、同一住所に居住している場合は、ひとり親扱いになりません。 ●ひとり親であることの申立書は、市指定の様式です。保育課窓口で配布又は新座市のホームページからダウンロードできます。	

市指定の様式は市ホームページからダウンロードできます。  
(口座振替依頼書、申請書等記入例もあります。)



### ◆申請受付◆

表紙の申請期間を参考に電子、郵送申請又は保育課窓口へ申請書類を御提出ください。希望する入室月ごとに申請期間が異なります。申請期間を過ぎた場合、翌月の入室日の申請となります。

保育室に在室中で更新申請を行う方は、保育室で配布された通知をご覧ください。

【新規申請の方】申請方法について、詳しくは6ページをご覧ください。

申請に必要な書類などが不足している場合には、受付できないことがあります。3, 4ページで書類の確認をお願いします。

お子さんにアレルギー、疾病又は障がいなどがある場合は、「アレルギー」「特別な配慮の必要性」欄に必ず記入をお願いします。



### ◆書類審査◆

申請書類に不備又は不足などがある場合は必要に応じて電話又は通知などにより申請内容の確認や追加書類を提出していただく場合がありますので、申請書には、日中連絡がつく電話番号のご記入をお願いします。入室審査ができない場合は、希望月に入室できない場合があります。



### ◆入室選考会議◆

入室選考会議を行い、入室を決定します。



### ◆入室決定◆

決定通知書により、入室の可否の決定をお知らせします。

令和8年4月入室の決定通知書は、同年2月下旬頃に送付します。

令和8年5月入室以降の月は、入室を希望する前月の15日頃に送付します。

※ 支援員の加配が必要な疾病・重度なアレルギーがある児童や障がいがある児童などについては、加配人員を準備するため、入室をお待ちいただく場合や、受け入れ方法などについてご相談させていただく場合があります。

※ 保育室の入室期間は毎年度3月31日で満了します。引き続き翌年度も入室を希望する場合は、更新手続きが必要です（保育料に未納がある場合は、更新できません。）。

※ 郵送申請の場合、郵送事故等による不達の責任は負いません。不安な方は一般書留や簡易書留など配達記録が残る方法で御提出ください（郵便料金不足の場合、市役所で郵便物の受け取りができません。郵送前に料金の確認をお願いします。）。

※ 申請を取り下げる場合は、速やかに保育課まで御連絡ください。

## 申請方法

以下のいずれかの方法で申請（原則電子申請）してください。

### ◆電子申請

①パソコン又はスマートフォンで市のホームページに掲載するリンクから申請の入力フォームを開き、フォームに従って必要事項を入力する。

（入室を希望する月の申請期間内に入力を完了する。）

※ 電子申請の締め切り間際は混み合っ入力できない場合があります。  
時間に余裕をもって申請してください。

※ 一回の入力で電子申請できるのは1名分（所要時間20～30分程度）  
です。複数の児童の申請を行う場合は、締切時間を過ぎてしまわないよう  
御注意ください。

②電子申請後、新規申請に必要な確認書類●保育を必要とする事由の説明書類  
●口座振替依頼書の2点を保育課へ翌日までに郵送又は窓口へ提出する。

※ 電子申請は①と②の両方の手続きが必要です。どちらかだけの場合、入  
室できません。



令和8年度放課後児童保育室  
電子申請マニュアル



電子申請はこちら  
申請入力フォーム

### ◆郵送・窓口申請

●新座市放課後児童保育室入室申請書●家庭状況申告書●保育を必要とする  
事由の説明書類●口座振替依頼書の4点を期間内に保育課に郵送（必着）又は  
窓口へ提出する。

### ◆R8年度4月新規入室について



窓口申請 11月17日（月）～11月21日（金）

窓口申請は予約制となります。

予約受付開始日 10月14日（火）から電子申請で（電話対応不可）

予約受付は希望日時の12時間前までです。余裕をもって予約をお願いします。

※ 弟・妹の保育園の申請がある場合は、保育園の予約枠で予約してください。

保育園の予約枠で放課後児童保育室の申請も受け付けます。放課後保育室  
の予約枠で保育園の申請はできません。

※ 窓口申請期間は申請書提出ボックスを設けます。窓口申請の予約がない  
方や電子申請後の提出書類はこちらに提出できます。

※ 5月以降の窓口申請の予約は不要です。直接保育課窓口にお越しください。



電子申請  
窓口申請予約フォーム

## ◆よくある質問◆

Q1	入室申請書にある個人番号欄の記載や個人番号カード等の用意は、全員必要ですか。
A1	<p><u>令和7年1月1日時点及び令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がある方は必要ありません。</u>令和7年1月1日時点又は令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない方は、個人番号欄の記載及び個人番号カード等の用意をお願いします。</p> <p>申請書に個人番号の記載ができない場合は、令和7年1月1日時点、令和8年1月1日時点で住民登録があった市区町村で発行の令和7年度、8年度の住民税課税（非課税）証明書を提出してください。</p> <p>なお、令和8年度の住民税課税（非課税）証明書は令和8年6月以降に取得できます。</p>
Q2	家庭状況申告書裏面の出席予定日数について、まだ正確に分からない場合は、どのように記載すればよいですか。
A2	<p>○印がない曜日でも利用できます。</p> <p>申請時点での予定で、利用する可能性がある曜日に○印を記入していただき、1週間当たりの日数を記載してください。</p>
Q3	保育園用の様式の就労証明書は、放課後児童保育室の入室申請にも使用できますか。
A3	使用できます。保育室入室申請用にはコピーでも提出可能です。なお、保育室用の就労証明書の様式は、保育園用には使用できません。
Q4	4月1日入室を希望していますが、申請日現在の雇用条件は就労終了時間が午後3時のため入室条件を満たしていません。4月からは勤務時間を延長し午後4時まで勤務することになっています。入室申請はできますか。
A4	<p>入室希望月から就労拡大し、入室条件を満たす場合は申請できます。</p> <p>なお、就労拡大後2週間以内に就労拡大後の就労（内定）証明書を再度提出することを条件とした条件付き入室となります。申請時に添付する就労（内定）証明書は、現在の就労状況の証明とし、「特記事項」欄には勤務先から就労拡大予定があることを記載していただくようお願いします。</p> <p>《例》 令和8年4月1日から勤務時間を午後4時まで拡大する予定あり。</p>
Q5	現在は就労していませんが、4月から就労開始の内定をもらいました。4月1日入室の申請はできますか。
A5	<p>できます。内定先からの就労（内定）証明書を添付し、申請期間内に申請してください。入室月中に就労開始し、就労開始後2週間以内に就労開始後の就労（内定）証明書を再度提出することを条件とした条件付き入室となります。</p> <p>※ 入室月に就労開始していない場合、又は就労開始後の就労（内定）証明書の提出がない場合は、退室となります。</p>
Q6	現在は就労していませんが、4月から就労するため、現在求職活動をしています。4月から就労できた場合には、保育室を4月から利用したいのですが、4月1日入室の申請はできますか。

A 6	<p>入室の月から入室条件を満たす就労を開始する予定で求職活動をしている場合は、「就労誓約書」を提出することで申請できます。入室希望月中に入室条件を満たす就労を開始し、就労開始後2週間以内に就労開始後の就労（内定）証明書を提出することを条件とした条件付き入室となります。</p> <p>※ 入室した月に就労開始していない場合や、就労条件を満たさない場合、又は就労開始後の就労（内定）証明書の提出がない場合は、退室となります。</p> <p>※ 「就労誓約書」は、保育課窓口で配布又は新座市のホームページからもダウンロードできます。</p>
Q 7	<p>保護者の就労により入室を希望していますが、勤務先との労働契約上の勤務終了時間が午後3時30分のため入室条件を満たしていません。実際は、恒常的に1時間程度の残業があり、勤務終了時間は午後4時を過ぎています。就労証明書の勤務時間は「残業は含めない。」となっていますが、勤務先にはどのように記載してもらえばよいですか。</p>
A 7	<p>就労証明書の勤務時間は、契約上の勤務時間を記載します。その上で、恒常的に残業があり、就労終了時間として入室審査を希望される場合は、「特記事項」欄に残業時間について記載していただくようお願いします。</p> <p>《例》 恒常的に1時間程度の残業があり、勤務終了時間は午後4時30分です。</p>
Q 8	<p>月途中まで育児休暇の場合、1日付け入室の申請はできますか。</p>
A 8	<p>入室希望の月中に育児休暇から復職する場合は、申請できます。</p> <p>現状の就労（内定）証明書を添付していただき、入室希望月中に復職し、復職後2週間以内に復職後の就労（内定）証明書を提出していただくことを条件とした条件付き入室となります。</p> <p>なお、保育料は、登室した日数にかかわらず、月額金額となります。</p> <p>※ 入室希望月中に復職しなかった場合（翌月1日復職など）又は復職後の就労（内定）証明書の提出がない場合は、退室となります。</p> <p>※ 放課後児童保育室と保育園の復職期限は異なります。御注意ください。</p>
Q 9	<p>保育室の入室条件について、保護者の就労時間が午後4時以降に終了することとありますが、通勤時間や残業時間は含まれますか。</p>
A 9	<p>通勤時間は含まれません。残業時間については、Q7を参照してください。</p>
Q 1 0	<p>令和8年4月1日入室を希望していますが、令和8年1月頃に新座市に転入予定です。申請期間中は市外在住ですが、入室申請はできますか。</p>
A 1 0	<p>入室希望の月までに転入予定であれば申請できます。</p> <p>転入予定の住所及び転入予定日が分かる売買契約書又は賃貸借契約書の写し等を提出の上、新座市指定の様式でできるだけ申請期間内に申請してください。</p> <p>なお、申請期間後に転入することが分かり、入室が必要な場合は、転入先が決まり次第速やかに保育課に御相談ください。申請の時期によっては希望月に入室できない場合があります。</p> <p>また、新座市に転入届を提出したら、保育課に御報告をお願いします。</p>
Q 1 1	<p>保護者が海外赴任や単身赴任でも就労証明書等は必要ですか。</p>

A 1 1	必要です。令和7年1月1日時点又は令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない場合は、保育料を算定するための住民税課税（非課税）証明書の提出も併せてお願いします。
Q 1 2	<b>満65歳未満の祖母と同居していますが、住民登録は別世帯になっています。祖母の保育の必要性の事由を証明する書類の提出は必要ですか。</b>
A 1 2	必要です。住民登録が別世帯であっても同一家屋内に満65歳未満の祖父母と同居している場合は、保育の必要性の事由を証明する書類を提出してください。 入室申請書の「家族の状況」欄にも記載してください（同住所であるが、別棟に住んでいる場合は不要です。）。
Q 1 3	<b>離婚に向けて父又は母は別居していますが、別居している父又は母の就労証明書を提出できません。</b>
A 1 3	離婚調停中又は離婚裁判中の別居の場合は、証明となる書類（家庭裁判所からの調停期日通知書など）の写し及び「ひとり親であることの申立書」を提出してください。 提出できない場合や別居又は離婚協議中の場合は、就労証明書等の保育の必要性の事由を証明する書類や保育料を算定するための税書類の提出が必要となります。 ※ 「ひとり親であることの申立書」は、保育課窓口で配布又は新座市のホームページからもダウンロードできます。
Q 1 4	<b>待機児童はいますか。また、申込みは早い方が有利ですか。</b>
A 1 4	現時点では、待機児童制度を設けていないため、入室条件を満たす場合、原則入室することができます。 また、先着順ではありません。各月の申請期限までに書類に記載漏れや不足などがあり入室審査ができない場合、希望月に入室できませんので余裕をもって申請してください。

## 申請に必要な書類チェック一覧

- ※ 不備や不足書類の追加提出などが申請期間中にできないときは、希望月に入室できない場合があります。提出前に書類の確認をしてください。
- ※ 消えるボールペンや鉛筆で記入したものは受付できません。また、修正液、修正テープ等による訂正は無効で訂正する場合は、二重線で消し、余白に訂正内容を記入してください。

入室申請に必要な書類	チェック欄	補足
新座市放課後児童 保育室入室申請書 <small>電子申請の場合、提出不要</small>	<input type="checkbox"/>	●入室希望児童数分が必要です。
家庭状況申告書 (両面刷) <small>電子申請の場合、提出不要</small>	<input type="checkbox"/>	●入室希望児童数分が必要です。
保育を必要とする 事由の説明書類 <small>電子申請の場合、 後日原本提出</small>	<input type="checkbox"/>	【すべての書類共通の確認事項】 4ページの4の該当する書類を提出してください。 ●保護者(父・母)、満65歳未満の同居の祖父母分が必要です。 ●就労(内定)証明書、就労状況申告書(自営業者用)、診断書(放課後児童保育室申請用)、介護・看護状況申告書は、市指定の様式です。 ●就労(内定)証明書及び診断書の有効期間は、証明日から3か月間です。 ●就労(内定)証明書 記載内容が、入室条件を満たしているか確認してください。 記載内容、証明日、記入担当者名など記入漏れがないか確認してください。
口座振替依頼書 <small>電子申請の場合、 後日原本提出</small>	<input type="checkbox"/>	●口座届出印の押印漏れや届出印の相違がないか確認してください。 ●備考欄に、 <u>児童氏名、保育室名及び新年度の学年</u> を記入してください。
該当する方		必要書類と補足
保育料を算定するための税書類  <small>令和7年1月1日時点 及び令和8年1月1日 時点で新座市に住民登録がある方は不要です。</small> <small>電子申請の場合、 後日原本提出</small>	<input type="checkbox"/>	●令和7年1月1日時点で新座市に住民登録がない保護者(父・母) <u>令和7年度住民税課税(非課税)証明書(4月～8月入室の方のみ)</u> ●令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない保護者(父・母) <u>令和8年度住民税課税(非課税)証明書</u> ※ 令和8年度住民税課税(非課税)証明書は、令和8年1月1日時点で住民登録がある市区町村で令和8年6月以降に取得できます。取得次第、保育課に提出してください(郵送可)。 ●令和7年1月1日時点又は令和8年1月1日時点で新座市に住民登録がない方のうち、入室申請時点で新座市に住民登録がある方は、住民税課税(非課税)証明書の提出を省略できる場合があります。詳しくは、4ページの5をご覧ください。
新座市へ転入届出前に申請する世帯 <small>電子申請の場合、 後日原本提出</small>	<input type="checkbox"/>	●転入予定の住所、転入予定日が分かる売買契約書又は賃貸借契約書の写し ●すでに新座市内にある住居(祖父母宅等)に転入予定の方は、その住居の世帯主が記入した申立書(様式任意) <u>新座市に転入届を提出したときは、保育課に御連絡ください。</u>
離婚を前提に別居中の方 <small>電子申請の場合、 後日原本提出</small>	<input type="checkbox"/>	●離婚調停や裁判を証明するもの(家庭裁判所からの調停期日通知書など) ●ひとり親であることの申立書(市指定の様式。保育課窓口で配布又は新座市のホームページからもダウンロードできます)